

ソフトウェア(ダイテックリンク)使用許諾約款

(重要)本使用許諾約款を注意してお読みください

株式会社ダイテック(以下「弊社」)は、個人または法人(以下「お客様」)に対して、本使用許諾約款(以下「本約款」)に同意する場合に限り、本ソフトウェア(以下に定義)の使用を許諾します。

本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、本約款はお客様と弊社の本ソフトウェアの使用に関する契約(以下、「本契約」)の主たる内容となり、お客様は本契約に法的に拘束されることに同意したとみなされます。

お客様が本約款に同意しない場合、本ソフトウェアをインストールしたり使用したりしないでください。

本約款に従わずに本ソフトウェアを使用することは(弊社が許可していない第三者から本ソフトウェアを入手した場合も同様です。)、著作権その他の知的財産権に関する法律に違反し、お客様は弊社に対し損害賠償の責任を負う、または刑事処分の対象となる場合があります。

第1条(著作権の帰属)

- (1) 本契約の対象となるソフトウェア(プログラムおよび付属する機能やサービスを含む)およびドキュメント(マニュアル、ヘルプその他関連する全てのドキュメント)(以下「ドキュメント」)(以下、ソフトウェアとドキュメントをあわせて「本ソフトウェア」)は、弊社の知的所有物であり、著作権法によって保護されています。
- (2) 弊社はお客様に対して本ソフトウェアの使用を許諾するものであり、本ソフトウェアを譲渡するものではありません。お客様には、本契約で許諾される本ソフトウェアの使用権以外は何らの権利も発生しません。

第2条(禁止事項)

- (1) お客様は次の事項を行うことはできません。
 - (i) 本契約に違反して本ソフトウェアをインストールまたは使用すること。
 - (ii) 本ソフトウェアを第三者に譲渡、販売、配布、貸与、またはリースすること。
 - (iii) 本ソフトウェアを第三者に使用させること。
 - (iv) 本ソフトウェアのソースコードを解析したり、本ソフトウェアから二次著作物を作成したりするために、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、その他の試みを行うこと。
 - (v) 本ソフトウェアの機能を、インターネットを通じて第三者に提供すること。
 - (vi) 本ソフトウェアを日本国以外の国へ持ち出すこと、および、日本国以外の国で使用する。

第3条(保守・サポート)

- (1) 弊社は、本ソフトウェアの保守(バージョンアップの提供やプログラムの改善)やサポート(電話、E-Mail、WEBを通じての問い合わせ)を提供する義務を負いません。

第4条(保証の限定)

- (1) 弊社は次のことに関して一切保証しません。
 - (i) 本ソフトウェアがお客様の要望や使用目的に適合すること。
 - (ii) 本ソフトウェアの動作に障害が発生しないこと。
 - (iii) 本ソフトウェアに誤りがないこと。
 - (iv) 本ソフトウェアが日本国外の環境で動作すること。

第5条(免責)

- (1) 弊社は、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能によって生じた一切の損害について責任を負いません。この「一切の損害」には、逸失利益、特別な事情による損害、第三者からお客様に請求された損害、その他これらに関連する一切の間接的、派生的、付随的または類似の損害を含みます。弊社がこの損害の可能性について知らされていたか否かを問いません。

- (2) 本ソフトウェアの安全ならびに一切のデータのバックアップについては、お客様がその責任を負うものとします。
- (3) 本ソフトウェアに誤りや動作の障害があるか否かを問わず、本ソフトウェアの使用によって作成したデータなどの各種成果物の信頼性および正確性の確認は、いかなる場合でもお客様がその責任を負うものとします。

第6条(反社会的勢力の排除)

弊社は、お客様が次のいずれかの項に違反、もしくは違反するおそれがあると合理的に判断した場合は、何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに本契約を解除することができるものとします。また、これにより損害が生じた場合は、お客様が賠償するものとします。

- (1) お客様は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、これを保証します。
 - (i) 暴力団
 - (ii) 暴力団員
 - (iii) 暴力団準構成員
 - (iv) 暴力団関係企業
 - (v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊暴力知能集団等
 - (vi) その他前各号に準ずるもの
- (2) お客様は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。
 - (i) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (ii) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (iii) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - (iv) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) お客様は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (iv) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (v) その他前各号に準ずる行為

第7条(契約の期間)

- (1) 本契約は、本ソフトウェアをインストール、もしくは使用を始めた時点で発効し、第8条により本契約が解除もしくは終了するまで有効であるものとします。

第8条(契約の解除および終了)

- (1) お客様が本ソフトウェアの使用を停止し、かつ本ソフトウェアを削除した時点で本契約が終了します。
- (2) お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解除することができます。その場合、お客様は、全ての本ソフトウェアの使用を中止し、これらを弊社へ返却もしくは破棄するものとします。

第9条(その他)

- (1) 本契約が終了もしくは解除した後も、第1条(著作権の帰属)、第2条(禁止事項)、第4条(保証の限定)、第5条(免責)は存続します。
- (2) 本契約は日本国の法令に準拠して解釈されるものとします。
- (3) お客様と弊社との間で、本契約に基づき紛争が生じた場合には、互いに誠意を持って協議し解決を図りますが、それでもなお解決しない場合には、弊社本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年5月31日